

中央大學研究會第一回例會

其大略を記せば、

やがて、中央大學教授をもつて組織された「中央大學研究會」は、昭和二年二月二十三日(水)、丸の内保險協會において、その第一回例會を催した。本會は、第一分科會(法律、政治)、第二分科會(經濟、商業)に分かれてゐて、交互開會する筈であるが、當日はその第一分科會の番であつた。

講演者は法學博士三浦義道教授、題目は「最近における保険問題」。

午後六時、一同夕食を共にした後、別室において、午後七時半開會。先づ學長馬場恩治博士の開會の挨拶あり、次に三浦博士の講演に入る。

氏は「最近に於ける保険問題」と題し左の講演ありたり。講演は現時に於ける保険問題として議論せられつつある。

第一、弱體保険問題、第二、森林保険問題、第三、保険業法改正問題の三問題につき教授の所見を披瀝せり。

第一、弱體保険問題に就ては弱體(*under-average lives*)の意味を説き弱體保険の何たるかを紹介し、歐米諸國に於ける弱體に關する諸種の新研究を述べ我國に於てはかくの如き研究が極めて幼稚なることを説き、更に外國に於て弱體保険が如何なる方法にて行はるるかを詳述し、更に進んで此保険の實行に關し再保険との密接の關係を論じ、從て保険業法施行規則二四條に於ける生命保険會社が其生命保険を再保険に付したる場合に於ても尙之に對する責任準備金を積立つるを要すとの條文の立法の理由に及び其準備金積立の方法に關する教授の所見を論じた。

第二、森林保険問題につきては(一)森林と我々の經濟生活(二)新植の減退、造林の獎勵、資金の固定、從て林業金融の必要な所以を説き、此保険實現に關する諸種の研究事項につきて極めて詳細な説明をした。

第三、保険業法改正問題につきては現行法の不備なる個所を指摘し殊に代理者即募集員に對する取締法規、印刷物、約款等に關する立法上の所見を披瀝した。

講演後質問に入り、博士は、一一體験より來たる實例なき附け加へられ、來會者に多くの有益なる知識を與へられた。就中、保険業法改正問題については、丁度

議會にても論議中であつたこととて、一般の興味も深く、博士のわざわざ持參して皆に配布せられた「保険業法改正法律案」の印刷物を手にしつゝ、各自腹臓なき意見の交換をなすことができ、講演者たる三浦博士自らも「却つて私の方で益するところ多かつた」といはれたほどで、第一回の例會は、十分成功の裡に午後九時半過ぎ散會した。

因に、當日の出席者は、馬場學長をはじめとして、三浦、天野、高木、檜崎、和田、生出、柴田、三輪、八木澤、玉井、川原の諸教授であつた。(研究會幹事記)

同會會則左の如し

中央大學研究會會則

第一條 本會ヲ中央大學研究會ト稱ス

第二條 本會ハ法律學、政治學、經濟學及商學ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ中央大學各學部専門部教授、講師中ノ有志ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 本會ハ毎年春秋二回總會ヲ、毎年五回以上各分科會ヲ開催ス

第五條 總會及分科會ニ於テハ會員ノ研究ヲ報告シ併セテ質問討議ヲ爲ス

第六條 分科會ハ左ノ二部ニ分ツ

第一分科會 法律政治學研究會
第二分科會 經濟商學研究會

第七條 本會ニ會長一名及分科會ニ幹事若干名ヲ置ク
會長ニハ學長ヲ推ス、幹事ハ會員ノ互選ニ由ル